工学研究科・工学部の構成員あるいはその家族が新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) に感染または感染した疑いがある場合等の取り扱いについて

ここで、工学研究科・工学部の構成員(以下構成員)とは、工学部学生、工学研究科学生、工学研究科教職員、ならびに共同研究者、招聘研究者(工学研究科等への来訪者を含む)を指す。また、分野等の長とは、研究室の代表者(分野長)および職場の長を指す。また、本「取り扱い」の他、「感染者等が発生した場合の、桂キャンパス(工学研究科)プロトコル」も参照すること。

(1) 新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) 感染に備えた準備等

分野等の長は、感染者あるいは濃厚接触者となった者(以下、当事者)の個人情報保護の順守を構成員に周知したうえで、感染防止等のため、感染または感染が疑われる場合、当事者との合意の範囲で情報を開示して、濃厚接触者を見出すため、以下の作業をすすめることについて、事前に構成員のコンセンサスを得ておくこと。

(2) 構成員が新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) に感染した場合

構成員の感染が判明した場合(陽性と判明した場合)

感染した構成員が行うこと

- 1. 早急に、分野等の長あるいは直接部局対策室に報告する。
- 2. 有症状^{注1}の出現前 48 時間以内に接触したと考えられる構成員をリストアップして、分野等の長あるいは直接部局対策室へ伝える。
- 3. 検査が陰性化し、退院、もしくは症状が軽快したときには、分野等の長あるいは部局対策室に経過観察の結果とともに報告する。

分野等の長、部局対策室(1-3回生に対しては、学科長でなく部局対策室が直接対応)が行うこと

- 1. 連絡を受けた分野等の長は、部局対策室に報告する。
- 2. 分野等の長は、濃厚接触した者^{注2}および有症状の出現前 48 時間以内に接触した者を、当該者の協力を得て、リストアップし、最終的に部局対策室に報告する。

- 3. 上記 2. が実施できない場合は、分野等の構成員に対して、感染者名を明かさず、近隣で陽性者が発生したことを通知し、分野等の構成員の健康状態(48 時間前から)の調査と今後の健康観察(14 日間)の指示を行い、結果ならびに状況を部局対策室に報告する。
- 4. 有症状出現前 48 時間以内に感染者に接触した構成員に対しては、感染した構成員との最終接触から 14 日間以内に症状が出現した場合には速やかに行政の新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) 検査^{注4}を受けること、あるいは保健所に相談することを指示する。
- 5. 部局対策室は、有症状出現前48時間以内に接触した構成員のリストを大学本部に送付し共有する。

(3) 構成員が新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) 感染者の濃厚接触者となった場合

濃厚接触した構成員が行うこと

- 1. 分野等の長あるいは直接対策室に濃厚感染者となったことを連絡する。
- 2. 行政の新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) 検査の有無・検査予定日時を 分野等の長あるいは直接部局対策室に報告する。
- 3. 行政の新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) 検査が陰性の場合であって も、有症状出現した者と最終接触してから 14 日間は自宅待機^{注5}とする。 14 日間の体調の経過観察の結果を報告する。
- 4. 陽性の場合は、前項(2)に従う。
- 5. 自宅待機中、症状が出現した場合は、指導教員または職場の長あるいは 直接部局対策室に報告する。

分野等の長、部局対策室(1-3回生に対しては、学科長でなく部局対策室が直接対応)が行うこと

- 1. 連絡を受けた分野等の長は、部局対策室に報告する。
- 2. 有症状出現した者と最終接触してから 14 日間は自宅待機^{注5}とすることを要請する。
- 3. 分野等の構成員に対して、濃厚接触者名を明かさず、近隣で濃厚接触者が発生したことを通知し、分野等の構成員に健康状態(有症状出現前 48 時間前から)の報告をするよう指示する。
- 4. 濃厚接触した構成員が自宅待機中に有症状が出現した場合は、速やかに 行政の新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) 検査^{注 4} を受けること、あるいは 保

健所に相談することを指示する。

(4) 構成員の同居家族が、新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)に感染、もしくは感染者に濃厚接触した場合

当該構成員が行うこと

- 1. 分野等の長あるいは直接部局対策室に報告する。
- 2. 行政指導に基づき、当該構成員は家族と最終接触から 14 日間自宅待機と する。
- 3. 同居家族が、自宅待機中に有症状が出現した場合は、同居家族に対して、速やかに行政の新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) 検査^{注4}を受けること、あるいは保健所に相談することを指示する。

分野等の長、部局対策室(1-3回生に対しては、学科長でなく部局対策室が直接対応)が行うこと

前項(3)に従う。

(5)構成員が、新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) 感染者に接触履歴のある 1 次濃厚接触者 (疑いのある者を含む) に接触した 2 次濃厚接触者 (疑いのある者を含む) であることが判明した場合

当該構成員が行うこと

- 1. 分野等の長あるいは直接部局対策室に報告する。
- 2. 体調の経過観察を行うとともに、自宅待機とする。
- 3. 当該一次濃厚接触者が行政の新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) 検査を受け、陽性が判明した場合は、前項(3)に従う。陰性と判明した場合は、 体調状態を分野等の長あるいは直接部局対策室に報告する。

分野等の長、部局対策室(1-3回生に対しては、学科長でなく部局対策室が直接対応)が行うこと

前項(3)に従う。

(6) 感染に関する情報伝達

当事者から大学へ連絡がなされない限り、感染に関する情報は、大学本部および部局対策室には入らない。(本人の承諾があれば京都市保健所から大学本部に連絡がなされる場合もある。)

(2)~(5)により、連絡を受けた部局対策室(総務課)は、当事者が所属する研究室代表者(指導教員)に連絡を行う。1~3回生の学部生については、学科長ならびに事務主任に対して教務課から連絡を行う。

- 注1 4日以上続く発熱や咳など比較的軽い風邪の症状
- 注2 濃厚接触者については、文末の「濃厚接触者とは」を参照してください。
- 注3 退院後に再燃する症例があるため、退院後も 14 日間の自宅待機が望ましい。
- 注4 濃厚接触者は積極的疫学検査の適応となる。
- 注 5 教職員の自宅待機(出勤停止)の場合の勤務管理に関する手続きは、通知又は人事掛にお問い合わせください。

構成員に発熱等の新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)感染症を疑う症状がでた場合

感染症を疑う症状が出た構成員が行うこと

- 1. 早急に分野等の長あるいは直接に部局対策室に症状を報告する。
- 2. 感染症を疑う症状^{注1}が出た2日前から接触したと考えられる構成員(以下「接触者」)の名前、ならびに自身の行動経路等を伝える。
- 3. 出勤・登校はせずに、帰国者・接触者相談センターや医療機関に相談し、 その指示に従うとともに、結果^{注2}を、分野等の長あるいは直接部局対策室 に、症状を報告する。
- 4. 症状が消失するまで自宅待機とし、医療機関の新型コロナウイルス感染の可能性が非常に低いとの判断をもって自宅待機を解除し、登校・出勤を可能とする

分野等の長あるいは部局対策室が行うこと

- 1. 接触者をできる限りリストアップする。 ※接触者は症状が出現しなくても、感染症を疑う症状^{注1}が出た者の(陽性・陰性の)結果判明まで自宅待機
- 2. 感染症を疑う症状が出た構成員の行動経路を確認し、接触した可能性のある箇所の消毒(出入口のドアノブ等)を行う。
- 3. 感染症を疑う症状が出た構成員及び接触者のリストなどを作成し、部局対策室で管理する。

- 注1 4日以上続く発熱や咳など比較的軽い風邪の症状。
- 注2 PCR 検査を受けて陽性と診断された場合は、「構成員あるいはその家族が新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) に感染した場合」に基づき対応してください。
- 注3 この濃厚接触者は新型コロナウイルス感染症の「濃厚接触者」に準拠したものです。詳細 は下記「濃厚接触者とは」を参照してください。

濃厚接触者とは

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は上述のとおり、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1 m程度以内)で15 分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間(発症2日前から入院等をした日まで)に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査(積極的疫学調査)を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。接触確認アプリを利用いただくと、陽性者と、1 m以内、15 分以上の接触の可能性がある場合に通知が行われ、速やかな検査や治療につながります。詳しくは次のURLをご覧ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenk igyou 00009.html)

なお、15 分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3 密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。

濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従ってください。濃厚接触者は、感染している可能性があることから、感染した方と接触した後14日間は、健康状態に注意を払い(健康観察)、不要不急の外出は控えてください。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、対面で人と人との距離が近い接触が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境は感染を拡大させるリスクが高いとされています。 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の意見は次のURL をご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599431.pdf)

また、速やかに感染者を把握する観点から濃厚接触者についても原則検査を行う方針としています(https://www.mhlw.go.jp/content/000635506.pdf)

なお、検査結果が陰性となった場合であっても、感染した方と接触した後 14 日間は不要不急の外出を控えるなど保健所の指示に従ってください。

詳しくは、濃厚接触者と判断された際に、保健所から伝えられる内容を確認してください。

※ 厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)」(令和 2 年 7 月 30 日時点版)より抜粋。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00 001.html)